

地方単独事業に係る国民健康保険国庫負担率の減額調整措置の見直しを求める意見書

今国会において、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、国民健康保険の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところです。国民健康保険制度の改革に当たっては、国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされています。

一方、地方創生の観点から、人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では、単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多く見られます。さらに、平成26年度補正予算で用意された国の交付金を活用し、対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところです。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療費の助成制度等単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置に関して、早急に検討の場を設け、検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から、実効性ある施策を進めることが必要です。

よって、国におかれましては、このような観点から、子供等に係る医療の支援策を国の制度として行うよう見直すことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月29日

北海道江別市議会

提 出 先

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣